

新型コロナウイルス関係 10.30

令和2年10月30日

医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

保健福祉事務所より文書が参りましたので、お送りいたします。

事務連絡
令和2年10月30日

管内医療施設の管理者 様

神奈川県鎌倉保健福祉事務所

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ対応のため
の発熱外来の設置に係る医療法上の手続きについて

新型コロナウイルス感染症の対応について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これからの季節性インフルエンザの流行期に備え、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの臨床的識別が困難な中、発熱患者の診察や検査を行うため、発熱外来の設置を御検討されている医療施設もあると思われま

す。新型コロナウイルス感染症対応の医療を行うことを目的に、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間の発熱外来として、増改築やプレハブ、テントを設置する場合、病院や法人開設の診療所については、医療法第7条第2項に規定する都道府県知事への変更許可申請を事後に行って差し支えないこととされています。(令和2年2月16日 厚生労働省 医政局総務課、健康局結核感染症課事務連絡)

この場合においても、本来は、事前に都道府県知事の許可を得るべき事項のため、可能な限り速やかに手続きを行うことが必要です。

つきましては、裏面の留意事項を踏まえ、医療法上の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

医療法上の手続きの進め方

- ① 事前に各医療施設で御検討されている平面図や写真等を当所に御持参いただき、調整のうえ、変更に着手するようにしてください。
 - ② 併せて、病院及び法人開設の診療所は変更許可申請の手続きを、個人開設の診療所は事後の変更届の手続きを進めてください。
- ※来所の際は、窓口混雑の回避と待ち時間の短縮を図るため、電話で日程の予約をしてください。

なお、検討に当たっての御質問は、行き違いを防止するため、お問合せフォームからの御連絡かファクシミリ(0467-24-4379)にてお願いします。

留意事項

- 変更内容が医療法に違反していれば、変更許可申請を認められません。個人開設の診療所の変更届の場合も同様です。医療施設が建築基準法や消防法に違反していないこと。(各所管機関に確認してください。)

【参考】 新型コロナウイルス感染症に関する通知等は次の URL に掲載されておりますので、適宜確認いただきますようお願いいたします。

- 厚生労働省 自治体・医療機関向け情報一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html
- 神奈川県 新型コロナウイルス感染症について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>
- 神奈川県医療課 県内医療機関向けの各種お知らせ(医務関係通知等)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f536922/index.html>

《お願い》 発熱外来設置の有無に関わらず、今後の当課からのお知らせや緊急連絡のため、医療施設届出関係等に係る連絡先メールアドレスをお知らせください。

発熱外来設置のお問合せ／メールアドレスの御連絡フォーム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9191



- ・ このフォームは、「神奈川県 e-kanagawa 電子申請システム」を使用しています。非公開のURLのため、検索からは表示されません。御面倒をおかけしますが上記のURLを入力いただくか、バーコードを御利用ください。
- ・ フォームにアクセスいただくと、手続き申込画面が表示されます。利用者登録をしなくても御利用いただけますが、繰り返し本システムを御利用される場合は、登録をするとIDとパスワードが発行され、次回以降の入力の一部が簡略化されます。

問合せ先

企画調整課 赤松、廣井、君塚

電話 0467(24)3900 (内線 222～224)

ファクシミリ 0467(24)4379